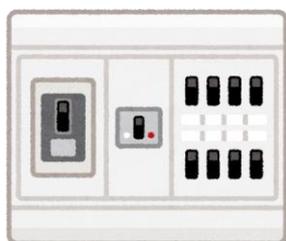


## 電気の点検商法に注意！

分電盤や電気のブレーカーの点検商法によるトラブルが増えています。高額な契約をさせられないように、慎重に対応しましょう。



古くて危険です。20万円で交換できます！

### 【事例】

大手電力会社から電話があり、自分の住んでいるエリアで無料で電気の点検を行ってくれるとのことだったので了承した。後日、電力会社から委託を受けた点検業者の訪問があり、分電盤やブレーカーの点検をしてもらおうと「分電盤が古くなっていて、いつ漏電して火事になるかわからない。」と言われ、不安になった。業者に「今日契約すれば、割引して20万円です。」と言われ、あわてて契約し、前払いで全額支払った。

業者が帰った後に家族に事情を説明すると、少し前に法定点検を受けたばかりで、その時も異常はなかったとのことだった。不審に思って、点検業者に連絡し解約したいと伝えしたが、すでに新しい分電盤を発注しているため、契約はキャンセルできないと言われた。

### ～アドバイス～

- ・電話等で突然点検を勧誘してくる業者に注意しましょう。安易に了承せず、家族や電力会社に相談しましょう。
- ・もし、点検させてしまったとしても、その場で工事契約をせず、電力会社や地域の電気工事組合等に相談しましょう。分電盤の交換をする場合も、複数業者から見積をとり、機能や価格を十分に検討しましょう。
- ・点検するために訪問した業者と契約した場合でも、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできる可能性があります。
- ・4年に1回の法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。法定点検は、事前に書面で案内があり、また、点検後に調査員が契約を持ち掛けることはありません。
- ・事業者とトラブルになったり、不安に感じたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地  
月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時  
直通電話 0479-62-8019